

所定疾患施設療養費の公表

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年4月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

※所定疾患施設療養費とは、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)における施設での医療について、一定の要件を満たした場合に算定されるものです。

●令和7年度実績(月別の人数・日数)

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	1	9
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	19	5	21	2	47
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	14
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	23

●疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	抗生剤の点滴注射(生食+セフォチアム)・内服(セフカペンピボキシル錠・クラリスロマイシン錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路感染症	検尿、抗生剤の点滴注射・内服(セフカペンピボキシル錠、シプロキサシム錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹	消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う
慢性心不全の増悪	心電図検査、血液検査、心電図モニター監視、内服・点滴注射など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う